

## 介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

### ①地域単価

地域	平塚市(5級地)
地域単価	10.55円

### ②基本料金

同一建物居住者以外の場合(月額)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要支援1	3,450	3,640円	7,280円	10,920円	
要支援2	6,972	7,356円	14,711円	22,067円	
要介護1	10,458	11,034円	22,067円	33,100円	
要介護2	15,370	16,216円	32,431円	48,646円	
要介護3	22,359	23,589円	47,178円	70,767円	
要介護4	24,677	26,035円	52,069円	78,103円	
要介護5	27,209	28,706円	57,411円	86,117円	

短期利用の場合(日額)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要支援1	424	448円	895円	1,342円	
要支援2	531	561円	1,121円	1,681円	
要介護1	572	604円	1,207円	1,811円	
要介護2	640	676円	1,351円	2,026円	
要介護3	709	748円	1,496円	2,244円	
要介護4	777	820円	1,640円	2,460円	
要介護5	843	890円	1,779円	2,668円	

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

#### 【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

## 介護保険の加算報酬(2024年6月1日以降)

### ①地域単価

地域	平塚市(5級地)
地域単価	10.55円

### ②各種加算

加算の名称	単位数	自己負担			備考
		(1割)	(2割)	(3割)	
初期加算	30	32 円	64 円	95 円	30日分まで
認知症加算(II)	890	939 円	1,878 円	2,817 円	
認知症加算(IV)	460	486 円	971 円	1,456 円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	211 円	422 円	633 円	1日につき
訪問体制強化加算	1000	1,055 円	2,110 円	3,165 円	
総合マネジメント体制強化加算(I)	1200	1,266 円	2,532 円	3,798 円	
サービス提供体制強化加算(I)	750	792 円	1,583 円	2,374 円	
短期利用時	25	27 円	53 円	79 円	日単位
介護職員等処遇改善加算(I)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(14.9%)				

- ※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年6月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。
- ※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。
- ※ 認知症加算、訪問体制強化加算は要介護者のみです。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は短期利用時のみです。短期利用時に算定される加算は当該加算とサービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算のみとなります。

#### 【自己負担額算出方法】

- 地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)
- ①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)
- ①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

## 介護保険の各種加算の説明(2024年6月1日以降)

加算の名称	加算の説明
初期加算	登録日から30日以内の期間及び30日を超える病院又は診療所への入院後に利用を再び開始した場合(1日当たり)。
認知症加算(II)	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。 ○認知症介護実践リーダー研修又は認知症看護に係る適切な研修の修了者を必要数配置 ○登録者の認知症日常生活自立度がIII、IV又はM ○認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行う
認知症加算(IV)	要介護度区分が要介護2であり、認知症日常生活自立度IIの方に介護を行う場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	短期利用時において、医師が緊急に利用することが適切であると判断した場合(1日当たり。7日を限度。)
訪問体制強化加算	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。 ○訪問サービスの提供にあたる常勤の職員を2名以上配置すること ○同一建物への訪問を除いた月の述べ訪問回数が200回以上であること
総合マネジメント体制強化加算(I)	次のいずれも満たす場合に算定する加算です(1月当たり)。 ○多職種協働による個別サービス計画の随時適切な見直し ○地域交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加 ○利用者及び利用者に関わりのある地域住民等からの相談体制の構築 ○居宅サービス計画にインフォーマルサービスを必要に応じて位置づけていること ○「地域資源の効果的な活用」、「世代間の交流の場の設置」、「認知症や介護に関する事例検討会や研修会等の定期的な実施」又は「市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加」のいずれかを実施
サービス提供体制強化加算(I)	前年度の職員体制による加算(介護福祉士の比率が70%以上または勤続10年以上介護福祉士の比率25%以上のいずれかを満たすこと)
介護職員等処遇改善加算(I)	介護福祉士の配置等要件、職場環境の改善、賃金体系等の整備、研修の実施、資格や勤務年数等に応じた昇給の仕組みの整備、職場環境のさらなる改善及び見える化等を通じて介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等のための加算

## 保険の対象とはならない費用一覧(2022年10月1日以降)

名称	内容	備考
食事の提供に要する費用	朝食:300円、昼食:600円、夕食:700円 (食材・調理費を含む。)	
宿泊に要する費用	1泊2日3,000円	
おむつ代	実費を徴収	
日常生活費	日常生活において通常必要となるものに係る費用 であって、その利用者に負担させることが適当と 認められる費用は、その実費を徴収する。	

(以下余白)